

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (勝方集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	93.67 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	93.67 ha
② 田の面積	73.38 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	20.29 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	22.17 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	22.17 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内の自作農家数は14経営体(法人1経営体含む)、入作経営体は3経営体(法人1経営体含む)である。
- ・自作農家14経営体及び入作農家3経営体が今後も経営拡大若しくは現状維持での経営継続意向にある。
- ・集落内農地の殆どを自作農家14経営体が担っている現状にあることから、この14経営体と入り作農家4経営体を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。

【課題】

- ・農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想されることから、作業等の省力化(外部委託等)を図る必要がある。
- ・農業・農地を重要な地域資源であるとの認識を集落全体で共有し、集落担い手農家(14経営体)の営農継続に向け、集落全体で担い手農家を支える体制づくりが必要である。
- ・集落担い手農家が営農継続するためには、機械・施設等、生産基盤の充実・強化が必要である。
- ・鳥獣被害対策として電気柵を設置しているが、隣接する未設置地区からの侵入に苦慮していることから、隣接行政区との連携が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。

①水稻(水田73.3ha) 栽培方法 : 慣行栽培

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・基本理念に基づき、集落担い手農家が集落内農地の大半を担う、効率的かつ総合的な農地利用を実現していく。
- ・畠地は基本的に所有者が継続利用するものとし、大区画圃場では土地利用型作物(そば等)の作付けを推奨していく。
- ・農業生産基盤(水路・農道等)の維持・保全に努め、永続的な農地利用につなげ、集落内農地を将来へ継承していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	55.25 %	将来の目標とする集積率	85 %
--------	---------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・水稻作業の更なる効率化・省力化を図るため、集団化(集約化)に向けた話し合いを進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・集落内での規模縮小等に伴う農地移動(権利移動)等が発生した場合は、貸し手の意向を考慮しながら農地中間管理機構を通して集落担い手農家に集積を進めていく。
 - ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積等を基本に進め、集落内農地の効率的な利用につなげていく。
 - ・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。
 - ・機械・施設等の強化・充実は補助事業の活用や、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入を推進していく。
 - ・作業効率性や省力化を図るため、集落担い手農家と話し合いを重ね、集約化(集団化)を段階的に進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定していく。
 - ・集約化(集団化)については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進めていく。
 - ・水路・農道等の維持管理等は、外部委託を積極的に活用しながら継続的な生産基盤の維持と機能発揮に努めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・専業化に拘らず、現在の経営形態や経営意向を尊重し、集落内の多様な農業経営体が相互に協力し合い、共存する集落農業を確立していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・集落担い手農家にあっても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューの積極的な活用を推進し、作業効率化や省力化による農業経営の継続につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①電気柵設置による継続的な対策を実施するとともに、隣接自治体行政区への設置を推進し広域での対策を強化していく。

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取り入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 11 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
1 認農		水稻	24.31 ha	ha	水稻	37.39 ha	ha	A	
2 認農		野菜	0.58 ha	ha	野菜	0.58 ha	ha	B	
3 利用者		水稻	5.02 ha	ha	水稻	7.02 ha	ha	C	
4 利用者		水稻	0.29 ha	ha	水稻	0.29 ha	ha	D	
5 利用者		水稻	1.16 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	E	
6 利用者		水稻	0.86 ha	ha	水稻	1.25 ha	ha	G	
7 利用者		水稻	2.14 ha	ha	水稻	2.14 ha	ha	H	
8 利用者		水稻	0.76 ha	ha	水稻	0.76 ha	ha	I	
9 利用者		水稻	1.15 ha	ha	水稻	1.15 ha	ha	J	
10 利用者		水稻	1.68 ha	ha	水稻	1.68 ha	ha	K	
11 利用者		水稻	2.67 ha	ha	水稻	4.31 ha	ha	L	
12 利用者		水稻	2.62 ha	ha	水稻	5.08 ha	ha	M	
13 利用者		水稻	1.77 ha	ha	水稻	1.77 ha	ha	N	
14 認農		水稻	3.57 ha	ha	水稻	3.57 ha	ha	O	
15 認農		水稻	2.01 ha	ha	水稻	4.06 ha	ha	P	
16 利用者		水稻	0.88 ha	ha	水稻	0.89 ha	ha	Q	
17 利用者		水稻	0.28 ha	ha	水稻	0.28 ha	ha	R	
18		ha	ha		ha	ha			
19		ha	ha		ha	ha			
20		ha	ha		ha	ha			
21		ha	ha		ha	ha			
22		ha	ha		ha	ha			
23		ha	ha		ha	ha			
24		ha	ha		ha	ha			
25		ha	ha		ha	ha			
26		ha	ha		ha	ha			
27		ha	ha		ha	ha			
28		ha	ha		ha	ha			
29		ha	ha		ha	ha			
30		ha	ha		ha	ha			
31		ha	ha		ha	ha			
32		ha	ha		ha	ha			
33		ha	ha		ha	ha			
34		ha	ha		ha	ha			
35		ha	ha		ha	ha			
36		ha	ha		ha	ha			
37		ha	ha		ha	ha			
38		ha	ha		ha	ha			
39		ha	ha		ha	ha			
40		ha	ha		ha	ha			
41		ha	ha		ha	ha			
42		ha	ha		ha	ha			
43		ha	ha		ha	ha			
44		ha	ha		ha	ha			
45		ha	ha		ha	ha			
46		ha	ha		ha	ha			
47		ha	ha		ha	ha			
48		ha	ha		ha	ha			
49		ha	ha		ha	ha			
50		ha	ha		ha	ha			
51		ha	ha		ha	ha			
52		ha	ha		ha	ha			
53		ha	ha		ha	ha			
54		ha	ha		ha	ha			
55		ha	ha		ha	ha			
56		ha	ha		ha	ha			
57		ha	ha		ha	ha			
58		ha	ha		ha	ha			
59		ha	ha		ha	ha			
60		ha	ha		ha	ha			
61		ha	ha		ha	ha			
62		ha	ha		ha	ha			
63		ha	ha		ha	ha			
64		ha	ha		ha	ha			